

愛知県土地区画整理組合連合会

設 立 趣 意 書

規 約

会 費 分 担 方 法

愛知県土地区画整理組合連合会設立趣意書

今日県下各都市においては、県の新地方計画を基盤とする都市計画の実現のために土地区画整理事業の手法を活用し着々その成果を納めていることはご承知のとおりであります。

昭和30年土地区画整理法の施行以来、既に10年余を経過した今日土地区画整理事業の施行ヶ所も年々増加し発展の一途をたどりつつありますが、中でも土地区画整理組合の施行ヶ所は県下において23地区、面積8,355,672 m²におよび今後ますます各地において組合設立の機運も高まっております。

このときにあたり土地区画整理事業の啓発、奨励を行い、また組合相互の連絡を密にし、より一層土地区画整理事業を推進するため、愛知県土地区画整理組合連合会を設立するものであります。

愛知県土地区画整理組合連合会
設立発起人

愛知県土地区画整理連絡協議会
会 長 太 田 光 二

財団法人 愛知県土地区画整理協会
会 長 松 尾 信 資

愛知県土地区画整理組合連合会規約

(名 称)

第1条 この会は、愛知県土地区画整理組合連合会（以下「連合会」という）という。

(目 的)

第2条 連合会は、土地区画整理法第3条第2項の規定に基づき、設立認可を受けた土地区画整理組合（以下「組合」という）の相互の協調と業務の刷新向上を図り、土地区画整理事業の推進に寄与することを目的とする。

(業 務)

第3条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 土地区画整理事業の啓発、奨励に関すること。
- (2) 組合相互の連絡、協調に関すること。
- (3) 研究会及び講習会を開催すること。
- (4) その他、連合会の目的を達成するために、必要な業務を行うこと。

(事務所の所在地)

第4条 連合会は、事務所を公益財団法人愛知県都市整備協会に置く。

(会 員)

第5条 連合会は、組合及び地区連合会並びにこれに類する団体をもって会員とする。

(会 費)

第6条 会員は、総会の議決する基準に従い会費を納入するものとする。

(入 会)

第7条 組合及び地区連合会並びにこれに類する団体は、別に定める入会届によって会員となる。

(退 会)

第8条 会員は、組合及び地区連合会並びにこれに類する団体の解散により退会する。

(役員の数)

第9条 連合会に次の役員を置く。

会長 1人、 副会長 3人以内、 理事若干名、 監事 2人

(会長及び副会長)

第10条 会長及び副会長は、総会において推挙するものとする。

(理事及び監事の選任)

第11条 理事及び監事は、総会において選任する。

(役員の職務)

第12条 役員は、次の職務を行う。

2 会長は、連合会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

4 理事は、理事会に出席し、議事を審議する。

5 監事は、会計に関する事務を監査する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員補充によって、就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第14条 連合会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 参与は、会員が存する市町村土地区画整理主管課長を会長が委嘱し、そのうち若干名を常任参与とする。

4 顧問は、随時会長の諮問に応じ、又は総会に出席して意見を述べることができる。

5 参与は、連合会の運営に参画し、意見を述べることができる。

(会議及びその招集)

第15条 連合会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は会長が招集し、その会の議長とする。

3 会議は、総会においては会員の、理事会においては理事の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

5 地震、風水害の自然災害等のため、総会及び理事会の招集が困難と判断される場合は、書面による開催に代えることができる。総会においては、会員の、理事会においては、理事の過半数の賛成により決するものとする。

第10条、第11の規定は、この条項を準用する。

(議決事項)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の変更

(2) 予算及び決算

(3) 事業計画

(4) その他重要な事項

2 理事会においては、毎年度の会費及び会の運営に関する事項について審議する。

(経 費)

第17条 連合会の経費は、次の収入金をもってあてる。

(1) 会 費

(2) 寄 付 金

(3) 雑 収 入

(会計年度)

第18条 連合会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(委 任)

第19条 この規約の施行について必要な事項は、理事会で定める。

附 則 この規約は、昭和43年3月2日から施行する。

附 則 この規約は、昭和54年7月4日から施行する。

附 則 この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成24年7月27日から施行する。

附 則 この規約は、令和2年9月17日から施行する。

附 則 この規約は、令和3年8月17日から施行する。

附 則 この規約は、令和5年7月20日から施行する。

(参 考)

会 費 の 基 準 (令和5年度改定)

1. 普 通 会 費

(1) 組合は下記面積割の年間会費とする。

区 分	施 行 面 積	普 通 会 費
組 合	1 0 ha 未 満	3 0 , 0 0 0 円
〃	1 0 ha ～ 5 0 ha 未 満	4 0 , 0 0 0 円
〃	5 0 ha ～ 1 0 0 ha 〃	5 0 , 0 0 0 円
〃	1 0 0 ha ～ 1 5 0 ha 〃	5 5 , 0 0 0 円
〃	1 5 0 ha 以 上	6 5 , 0 0 0 円

(2) 地区連合会並びにこれに類する団体は年間3万円とする。

2. 特 別 会 費 (補助金割)

国庫補助金割 (国費ベース) の対象額 (K)	算定式
100,000 千円未満	$K \times 0.5 / 1,000$
100,000 千円以上	一律 5 0 千円

理 事 会 承 認 事 項

途中退会に伴う役員の任期について

下記のとおり定めるものとする。

平成 5 年 7 月 1 日

愛知県土地区画整理組合連合会

会 長 板 倉 猛

記

役員は、後任者が選任される総会までは前任者が職務を行うものとする。